



改正業務報酬基準 説明会開催

建築士事務所の開設者がその業務に関して
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年
告示第98号
版

参加費・
テキスト
無料！

DVD講習

CPD
認定
プログラム

開催趣旨

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

主催等

主催：日本建築士会連合会、熊本県建築士会

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会

協力：国土交通省

講義科目

- ①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ②改正建築士法の概要（情報提供）

開催日時・会場・申込先等

- 1. 開催日 平成31年3月6日（水曜）10:00～12:00（受付9:30～）
- 2. 会場 熊本テルサ 3階大樹（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3. 定員 100名
- 4. 受講申込及び締め切り

下記、申込書に必要事項をご記入のうえ、熊本県建築会事務局へ2月27日（水）迄にFAXにてお申し込みください。

※お申し込みの時点で受付完了となります、定員に達し受講できない場合のみご連絡いたします。

《お問合せ先》（公社）熊本県建築士会 事務局 電話 096-383-3200

受講申込書

受付No. _____

氏名	建築士会	
	会員	会員外
勤務先		
連絡先TEL		

熊本県建築士会FAX：096-383-1543

公益社団法人 日本建築士会連合会・熊本県建築士会